

**平成 23 年度  
5 月定期監査報告**

**平成 23 年 6 月 17 日**

**独立行政法人 放射線医学総合研究所**

**監事 加藤孝男**

**監事 有澤正俊**

独立行政法人 放射線医学総合研究所

理事長 米倉 義晴 殿

平成 23 年度監事監査実施計画に従って、平成 22 年度に実施された業務実績等について監査を実施したので、監事監査規程第 13 条第 1 項に基づき、その結果及び意見を下記のとおり報告致します。

監事 加藤孝男

監事 有澤正俊

### 平成 23 年度 5 月定期監査報告

#### 1. 監査の種類 定期監査（平成 23 年度 5 月）

#### 2. 監査の実施日 平成 23 年 5 月 20 日、24 日、26 日及び 31 日

#### 3. 監査対象

監事監査規程第 4 条の監査事項のうち平成 22 年度の業務実績及び第二期中期目標期間を通じた業務実績に係わるもの及び契約状況の点検・見直しの進捗状況に係わる監査

#### 4. 監査対象部門

企画部、総務部、研究基盤センター安全・施設部

#### 5. 監査立会者職位氏名

① 企画部： 取越企画部長、鵜澤企画課長、川上研究推進課長、原田広報課長、上野国際室長 他

② 総務部： 竹内総務部長、遠藤総務課長、加藤人事課長、矢野経理課長、木曾契約課長 他

③ 研究基盤センター安全・施設部： 梶田安全・施設部長、石澤施設課長

#### 6. 監査重点項目

(1) 中期目標のうちⅢ.業務運営の効率化に関する目標及びⅣ.財務内容の改善に関する目標の達成に関連する業務の実績

(2) 隨意契約等見直し計画（平成 22 年 4 月）の実施状況と平成 22 年度の契約における随意契約等の実績

## 7. 監査結果

平成 23 年度監事監査実施計画に沿って、平成 22 年度及び第二期中期目標期間に係る業務実績報告並びにあらかじめ提出を求めた関連資料等に基づいて、企画部、総務部を中心とする関係者からの聞き取りを行い、各種業務及び措置の実施状況を監査した。監査に当たっては、出来るだけ具体的なデータを参照しつつ、関係者との意見交換を通じて、業務運営の自律的な改善・向上の意欲を促すよう心がけた。また、内部統制の充実・強化に関しては、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の示した評価の視点も参考に、法人の長のマネジメントに留意した監査となるよう努めた。契約状況に関しては、契約の都度監事に回付される回議書の確認を得た事実も踏まえた。

平成 22 年度は、第二期中期目標期間の最終年度であり、研究開発及び業務運営全般にわたり、中期目標を完遂するための各般の努力が求められたところである。当年度における研究所の事業は、法令並びに中期目標、中期計画及び平成 22 年度年度計画に基づき適正に運営され、その結果、第二期中期目標期間を適切に終了したと認めた。また、契約状況の点検・見直しに関しては、平成 22 年 4 月の随意契約等見直し計画に沿って、具体的取組みが着実に実行されていると認めた。

## 8. 監査意見

以下に個別の事項に関する意見を表明する。なお、以下において第二期中期目標期間を「前中期」と略称する。

### I. 業務運営等の実績に関する意見

#### (1) 一般管理費の削減、業務の効率化

平成 22 年度の一般管理費の実績は 842 百万円となり、中期目標に掲げられた 15% の削減を達成した。前中期を通じて、削減可能な経費の洗い出し、計画的な削減努力が継続されるとともに、公用車運転手の全廃、役員秘書の削減などが実行された。他方、研究所の業務の現状に照らしつつこの 5 年間の一般管理費の内訳の推移を見ると、かなり無理をした跡も感じられる。今中期においても一般管理費の 15% 削減が目標とされた。困難な目標であり、一層計画的に取り組まれたい。その際、前中期におけるこの目標が研究所にもたらした功罪を見つめることも重要ではなかろうか。また、一般管理費に類似の性格の業務経費についても適切に「見える化」し、業務の見直しに活用することが望まれる。例えば、研究所の光熱水料の総額は上記の一般管理費総額よりも大きい。前中期の光熱水料実績が年によって大きく変動している(±10%以上)ことを踏まえれば、一律の削減目標は必ずしも適切ではないが、適切かつ簡便な管理方法を工夫して、削減努力につなげることが重要である。

## (2) 人件費削減、給与構造改革

削減対象とされた人件費の平成 22 年度の実績は総額 3,163 百万円となり、中期目標に掲げられた 5% の削減を達成した。削減対象とされたのは、役員、定年制職員及び任期制フルタイム職員の人件費（国の委託費等によるものを除く）の総額であるが、研究開発力強化法の成立に伴い平成 20 年度 8 月に任期制研究者のうち国の定める重点分野に従事または若手に該当する場合は対象外とされた。他方、任期制短時間職員等も含む人件費の総額は前中期を通じて総じて横ばいであり、全体としては、人件費削減目標のもと、人員に関する経費の非固定費が進行したと言える。

給与水準については、ラスパイレス指数（対国家公務員）で見ると、事務職については前中期を通じて 80 台前半でほぼ横ばい、研究職については、平成 18 年度でほぼ 100 であったものが、平成 22 年度では 93 と毎年度着実に低下していることが事実として認められ、他法人との比較においても同様の傾向が認められる。独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）にいう「国家公務員と比べて給与水準が高い法人」に該当しないことは明らかであるが、むしろ逆の観点での懸念も感じられる。平成 24 年度以降の具体的な人件費削減目標は未だ示されていないが、引き続き人件費削減への強い要請は変わらないことを念頭に、長期的な人材戦略に立って対応していくことが重要と考える。

## (3) 企画調整機能・資源配分機能の強化、組織運営・マネジメントの強化

前中期を通じて、理事長のリーダーシップのもと、組織運営に係る仕組みの維持・強化が計画に沿って着実に取り組まれている。

### 1) 理事会議等

理事会議、運営連絡会議については、単に第○週の△曜日と定例を定めるのみでなく、年間分の具体的な開催日を年度当初に明確に定める、理事会議に毎月一度のセンター長報告を設定し代理による報告は認めない、役員は運営連絡会議の構成員ではないが実際には殆ど毎回出席しているなどの具体的運用は、小さなことのようではあるが、理事長の意図を組織に明確に浸透する上で効果が上がっていると認められる。また、理事長、理事と企画部・総務部の幹部による短い会合（通称「朝会」）がほぼ例外なく毎日持たれることは、リスクとなり得る情報を幹部が適時的確に共有する上で有効に機能していると思われる。

### 2) センター長裁量の拡大等

今中期を通じて、センター長の裁量の拡大が一貫して進められた。予算については、センター長調整費を設けた他、年度当初の予算配分や年度途中の変更についてセンター長による調整を一層重視する、予算実施請求の決裁をセンター長までとしてその責

任を明確化する、人事については、任期制フルタイム職員の人選をセンター長裁量とするなど、枠組みの整備が進められるとともに、これを支えるため各センターの運営企画機能も徐々に整備されつつある。こうしたことが各センターの活動の質の向上と職員の自律的な意識の増進に繋がることを期待したい。他方、予算や人事に関する各センターの自己裁量と研究所全体の管理のバランスについては、引き続き具体的実践を積み重ねて調整していく必要があるように感じられる。

内部統制に関して、昨年の総務省研究会報告を踏まえつつ、昨年の9月監査に際して、監事から理事長に対して「次期中期に移行するこの機会に、まず内部統制に関連する既存の仕組みを再点検・再整理するところから着手してはどうか」、「センター長をはじめとする組織内の各ポジションの責任と裁量の範囲を再確認し、それと各種の仕組みや手続とが整合的であるかが重要」(22年度9月監査報告)と意見を述べた。これらについては、今中期に向けた諸準備に取り組むなかで参酌され、例えば諸規程の改訂にあたり、センター長等の責任と役割を適切に記述する取組みが進められた。こうした内部統制の強化の取組みの実効性については、引き続き監事として注視していくたい。

### 3) リスク管理

平成20年に発覚した不適切な手続きによる研究費の支出は、コンプライアンスの問題がいかに重要なリスクの一つであるかをあらためて認識させるものであった。理事長のリーダーシップの下で、全役職員をあげて再発防止に精力的に取り組まれた蓄積は重要である。平成22年度には、コンプライアンスの手引きが策定された。理事長が全職員にコンプライアンスの確立にむけて共に取り組むことを呼びかける姿勢が感じられる。隨時見直しつつ定着していくことを期待する。

リスクの洗い出しと評価に関しては、上記の不適切な手続きによる研究費の支出に関する再発防止活動の一環として、放医研におけるリスクを広い概念で捉えてその抽出、分類、評価が行われ報告書がとりまとめられている。こうした活動はその後、リスク管理会議に引き継がれたが、現状は必ずしも活発とは言えない。今中期に入って、リスク管理会議においてリスクの見直しを進めることとされたところ、今後の進捗に期待したい。その際、特に、リスクの洗い出しは、網羅性や形にとらわれると作業が膨大となる嫌いがあることに留意し、細部にとらわれることなく、これまでの業務の実践、経験を踏まえつつ、常に俯瞰的な視点を忘れないことが重要と考える。リスクにふさわしい管理資源の配分の判断に資するような取組に期待したい。

### 4) 予算執行管理

予算執行管理については、平成22年度は、中期目標期間の最終年度として、業務完遂のための早期の計画的執行が進められるとともに、中期目標期間末の特殊性から不

適切な手続きを万々が一にも行わないよう、累次にわたり注意喚起がなされた。また、重粒子線がん治療にかかる収入が、前立腺がんの新たなプロトコル確立のための臨床研究の増加などによって予算上の見込みを大きく下回る（約 2 億円）見通しとなつたのに対し、年度後半から研究所全体の予算執行状況を頻繁に確認しつつ調整することにより、最終的には経常損失を計上することなく前中期を終了するなど、予算執行管理は適切に行われたと認められる。

平成 23 年度当初からの契約が必要な年間役務契約についての予算実施請求／契約手続きが、平成 22 年 10 月頃から開始された。平成 23 年度予算の成立前ではあるが、事業の円滑な継続的実施のために必要な範囲であり、個々の案件は必要な決済手続きを経て適切に判断されたことは当然であり、例年も行われている。また、一般競争入札の参入機会の拡大を図る観点からも早期の手続き開始が推進された。中期目標期間の切り替わり年度であり、年度末に更新時期を迎える契約が例年以上に多く、全体として相当の件数と金額（23 年度以降に履行される契約で 22 年度中に契約手続きを完了した契約は 125 件、契約総額は複数年契約分を含め約 41 億円、うち 23 年度予算による支払予定額は約 25 億円。）に上った。いずれ必要な契約であり問題ないとも言えるが、俯瞰的視点から必要な対応が図れるよう、次年度に向けた契約の全体像を早い時点で的確に把握できるような工夫を検討願いたい。

#### (4) その他

##### 1) 知財管理

研究成果の特許化を促進するとの中期目標を踏まえ、具体的数値目標を設定して特許出願の奨励が行われ、特許出願件数は、第一期中期目標期間に比べて大きく増加している。特許権等実施収入の実績は特許出願等に要した経費に見合うものとはならなかつたが、研究成果の財産的価値に目を向け、社会の実用に結びつく成果を目指した研究への取組みを奨励する上で、特許出願件数という目標は一定の機能を果たしてきたと考える。他方、税金による研究の成果をいかに社会に還元するかが公的研究機関にとって第一義であることを思い起こせば、その方法は特許化に限らない。放医研のような公的機関の研究成果と実用化との間にはまだ一定の距離があることがむしろ通常であり、知財化せずに公開したほうが、民間による実用化に向けた自由な活動がかえって促進され、結果として社会の利益になることも十分に考えられる。今中期計画では特許は精選して出願するとの目標が掲げられたところ、上記のような視点も含めて、今後の取組みが展開されることを期待する。

##### 2) 広報活動

広報活動については、プレス発表や各種取材対応などのメディア対応、ホームページの充実などに、精力的に取り組まれ、テレビ、ラジオ、雑誌に取り上げられる回数の増

加、ホームページへのアクセス数の増加などの具体的結果となって現れていることが認められる。公開講座、一般講演会、各種セミナーの開催についても、その頻度、内容とも充実したものとなっていると考える。今後は、紙媒体からインターネット媒体への大きな時代の流れのなか、インターネットによる情報発信を基本におき、その特性を活かしてターゲットをある程度細かくセグメント化し、情報のコンテンツを典型的なターゲットとなる人の意見も聞きながら整備していくこともポイントとなろう。知名度、浸透度と信頼感とは表裏一体であり、放医研ブランド価値の向上につながる広報活動の継続を期待したい。

### 3) 国際対応

国際協力については、従来から広範にわたって行われているが、前中期においては、IAEA CC (Collaboration Center : 協働センター) に、重粒子がん治療、分子イメージング、放射線生物影響の3分野で指定され、協力が開始された。IAEA CC となったのは日本の機関として唯一であるのみならず、一つの機関が3つの分野で指定されたのは、世界でも唯一であり、特筆できる。

国際交流、国際会議の主催等も活発に行われている。各分野の協力は、各研究センターによる自律的な活動の中で進められるようになっているが、センター長の裁量拡大の中で、各センターの運営企画ユニットと企画部国際担当との関係が成熟していない面も見受けられる。全所的な情報共有により、研究面の実質の充実と国際会議等の実務の円滑化を図り、世界における放医研の位置づけが高まるよう進めることが重要である。今中期から新設された国際室の機能発揮が期待される。

### 4) 外部資金の獲得

外部資金の獲得状況については、前中期を通じて、国の本来事務の受託実施等を主体とするその他外部資金の減少により総額として減少したが、いわゆる競争的資金はほぼ同額レベルを維持した。特に科学研究費補助金の獲得が着実に増加していることは注目しておきたい。関連する今後の課題として、委託型の競争的資金の事業に従事する研究者の人件費を同事業の費用として委託費の額に含める場合、同じ研究者が科学研究費補助金による研究も行うとすると、同人件費の全額は委託事業の費用として認められず、エフォート管理などにより何らかの按分が必要とのなるとの委託側の立場の存在があげられる。放医研においては、現在、エフォート管理などによる人件費の按分は実務上行われておらず、仕組みも整備されていない。現時点で必ずしも問題として顕在化しているわけではないが、科研費や競争的外部資金を獲得しようとする研究者にマイナスのインセンティブを与えかねない状況は改善すべきであり、必要な場合にはエフォート管理ができるよう、簡素で実行可能な手続きを検討いただきたい。

### 5) 那珂湊支所の廃止

那珂湊支所の廃止については、「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」で示された国の方針に従い、前中期末までに完了する目標のもと、計画的に進められた。3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、支所敷地の更地化工事の一部を今年度に持ち越す必要が生じたが、同工事に係る契約変更、施設整備費補助金繰越しなどの諸手続も適正に行われ、5 月 30 日に同工事の検収し、全ての作業を完了したと認められる。なお、那珂湊支所にて行われていた研究活動は、内容を整理・精選の上、本所（千葉市）に集約された。

那珂湊支所が長年にわたって果たした役割を思い起こしつつ、これまで支所の研究活動に携わった関係者および廃止業務を完遂した関係者の方々に、あらためて敬意を表します。

## II. 契約状況の点検・見直しに関する意見

契約状況の点検・見直しに関しては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に従い、平成 22 年 4 月に研究所として策定した「随意契約等見直し計画」に沿って、着実に取組みが進められたと認める。監事は、研究所の契約審査委員会の構成員として、随意契約案件の妥当性等について事前の審査に参加しており、また、一者応札となったすべての契約について、契約の都度、回議書の回付を受けて確認するなど、その状況の厳格な監視を行っている。

随意契約については、平成 18 年当時は契約の殆どが随意契約であったが、平成 22 年度では、競争性のない随意契約は 21 件、全契約件数の 3.5%まで減少し、随意契約の現状は、まさに真にやむを得ないものに限られている。

一者応札への対応については、計画に基づき、また契約監視委員会の審議も踏まえて、応札可能性が見込まれる業者に幅広に声かけを行うなどを含め、きめ細かな努力が継続的になされたと認められる。一者応札の比率を件数ベースで見ると、平成 20 年度の実績では 66%に対し、平成 22 年度では 58%となっており、一定の取組みの効果があったように見える。他方、一者応札となった契約の回議書回付により確認した調達の内容と応札の実態を鑑みると、今後更なる応札者の増加を望んでも限りがあると感じられる。競争入札制度は、競争による適正価格の実現のみならず、税金による調達の公正性、不偏性の端的な証しとしての側面を持つとの観点に立って、引き続き、能力と意志のある供給者に常に参入の機会を開いておくとともに、一者応札が過半である状況について説明責任を果たす努力が重要である。研究開発に係る調達は、供給者が少数に限定されることが多く、競争させれば価格が適正なものとなるとの発想ではなく、その技術力を活用した供給者との協働関係によって高い質と適正なコストを追求することが必要である場合が多い。研究開発に係る調達の特質を考慮した調達方法について、現在、関係の独立行政法人が協力して「ベストプラクティス」の検討が

進められているところ、その成果に期待したい。

### III.その他

監査対象ではないが、今般の東京電力福島第一原子力発電所事故に関する対応について、最後に付言しておきたい。

放医研は3月11日の事故発生以来、緊急被ばく医療の中核機関として、また、放射線の影響と防護に関する専門機関として、現地をはじめとする関係方面への専門家の派遣、発電所内の作業従事者への医療対応、住民のスクリーニングや一時帰宅への支援などをを行うとともに、ホームページ上の適時的確な情報発信、一般からの問い合わせに対応する電話相談窓口の開設など、研究所をあげて精力的な活動を展開している。理事長はじめ役職員の献身的ともいえる真摯な取組みに対し、心よりの敬意を表します。

日本がこれまで経験したことのない事態で、多くの人が放射線に対する不安を感じている状況において、現在、様々な情報が多様な者から発信されているが、これが安心に繋がるには、発信者と受け手との間の信頼関係が何よりも重要である。引き続き役職員一丸となって社会との信頼関係が築けるような活動を展開していただくようお願いしたい。微力ながら、監事もまた、そのように努力する所存である。